

令和8年1月8日

富士市マナー条例スローガン募集について

「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例（通称：富士市マナー条例）」は、本年6月1日に制定10周年を迎えます。

これに先立ち本日1月8日から、これまで以上に、ますます多くの人々に知っていただき、美しいまちづくりを一層進めていくため、親しみやすく、分かりやすいスローガンを募集します。

記

- 1 募集期間** 1月8日（木）～2月5日（木）
- 2 募集テーマ** 美しいまちづくりの促進に関すること
- 3 応募資格** 居住地、年齢、経歴は問いません。どなたでも応募できます。
- 4 応募方法** Web上の専用応募フォームからご応募ください。
※市ウェブサイトから応募フォームにアクセスできます。
- 5 副賞** iPad（第10世代・Wi-Fiモデル）
- 6 その他** 入賞作品（1点）は広報物や市内2箇所に設置している広告塔への掲載など、富士市マナー条例事業に関わる啓発活動で使用するほか、市が認める民間主催の事業等に対しても、その使用を許可します。

問合せ

環境部環境総務課 環境政策担当

電話／0545-55-2902 内線／2032

FAX／0545-51-0522

e-mail／ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp